

国民の安全・安心を支える公務・公共サービスの 体制・機能の充実を求める意見書

昨年は、東日本大震災や長野県北部地震、台風などにより、全国各地で大きな被害が発生しました。そうした中、公務労働者は国・地方を分かつずに復旧・復興に向けて全力で取り組んでいます。国の機関では、これらの活動に全ての地方出先機関が本省と一体となって役割を発揮しており、仮に国の出先機関の廃止や地方移譲が行われていたなら迅速な復旧などの取り組みは極めて困難であったと考えられます。そうした復旧・復興の活動は報道でも取り上げられて公務・公共サービスの重要性や「構造改革」路線の問題点が指摘されるとともに、国民の命を守り安全・安心を確保するためには、国と地方の共同による責任と役割の発揮が不可欠なことが改めて明らかになりました。

しかし、政府は「地域主権改革」や「独立行政法人の抜本的な見直し」を声高に主張し、国の出先機関が行っている事務・事業を廃止して地方自治体に委ねるとともに、公共サービスでの企業利益の追求を促進する「地域主権改革」一括法（第1次、第2次）を昨年4月と同年8月に相次いで成立させました。

11月には国と地方公共団体の新しい役割分担についての「義務付け・枠付けの更なる見直しについて」が閣議決定され、今通常国会に法案を提出するとされています。また、平成22年12月に閣議決定された出先機関改革の「アクションプラン」や「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に基づき、今通常国会に国の出先機関の原則廃止や独立行政法人の削減のための法案を提出するとしています。さらには、大震災からの復興を機に、財界自らが「究極の構造改革」と称する道州制導入や広域合併を推進しようとしています。

さまざまな政府統計が示すとおり、国民の所得と消費は下がり続け、就業・営業・就学の困難が増し、格差と貧困が広がり続けています。また、東海・東南海・南海地震の発生が確実視され、生活への不安は増すばかりとなっています。こうした中で国に求められることは、地方自治体と共同して住民の生命・財産を守る安全・安心を確保する責任と役割を発揮することです。

国の出先機関の原則廃止をはじめとする「地域主権改革」や「独立行政法人の抜本的な見直し」は、地域において国が果たすべき責任と役割をあいまいにするもので、政府の使命に反するとともに憲法第25条の完全保障を求める国民的要求にも背くものです。長野県内の地方整備局、ハローワーク、労働基準監督署、法務局、運輸支局、气象台、税務署、総合通信局、環境事務所などの国の出先機関や国立病院機構などの独立行政法人は、憲法25条の「健康で文化的な最低限度の生活」を国民に保障するという公務を果たす責任があります。

したがって、以下の項目の実施を強く求めます。

1. 憲法第25条の完全保障を実現するために、国と地方の共同を強めるとともに公務・公共サービスの体制・機能の充実をはかること。
2. 国の出先機関を原則廃止する「アクションプラン」や「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」を見直し、防災対策などの住民の安全・安心を確保するために必要な国の出先機関や独立行政法人の体制・機能の充実をはかること。
3. 長野県内の国の出先機関と独立行政法人の体制・機能の充実をはかること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。